4. 戦没者遺骨のDNA鑑定

- 〇 戦没者の御遺骨を御遺族へお返しするため、平成15年度から、遺留品や埋葬記録等を手掛かりに関係遺族を推定できる場合には、希望する御遺族に対して国費により身元特定のためのDNA鑑定を実施している。なお、身元が判明した場合には、受領を希望する御遺族が居住する都道府県を通じて御遺骨の伝達を行っている。
- 〇 遺族の高齢化に加え、国会での議論や関係団体等からの要望を踏まえ、戦没者遺骨の 身元特定に関し、平成28年度より以下の方針に基づき、取組を行っている。

① 戦没者遺骨のDNAデータベース化

個体性のある御遺骨からDNAのデータを抽出することが可能な場合は、全てデータベース化を行うこととし、これまでに収容されている検体(約8,000検体)について、平成28年度中を目途に、鑑定機関において抽出作業を実施し、データベース化を行う。

② DNA鑑定に係る遺族への呼びかけ範囲の拡大

遺留品等がなくても、部隊記録等から戦没者がある程度特定できる場合には、御遺族へのDNA提供の呼びかけを行うこととし、部隊記録等の資料が残っている沖縄県の検体からDNAが抽出された4地域 (「真嘉比」、「幸地」、「平川」、「経塚」)の検体について、御遺族への呼びかけとDNA鑑定を平成28年度中に実施し、その結果を踏まえ、他の地域における実施について検討する。

(DNA鑑定状況)

平成28年7月末現在

年度	判明	否 定	計
平成15年度	8	0	8
平成16年度	47	24	71
平成17年度	157	36	193
平成18年度	168	245	413
平成19年度	149	187	336
平成20年度	145	71	216
平成21年度	86	76	162
平成22年度	46	60	106
平成23年度	30	15	45
平成24年度	32	65	97
平成25年度	68	126	194
平成26年度	65	125	190
平成27年度	43	93	136
平成28年度	13	43	56
計	% 1, 057	1, 166	2, 223

※判明数の内訳(旧ソ連地域:1,046、南方等:11)